

会館使用申請書受付についての方針

使用を希望する日時が、重なった場合の対応についての根拠にするため、小浜市文化会館の予約受付方針を次のとおり定める。

まず、「小浜市文化会館の管理運営に関する規則」第2条第2項より、

会館を使用する日前6月まではこれ（※注：小浜市文化会館使用申請書を指す。）を受理しない。ただし、教育委員会が特別の理由があると認めるときはこの限りでない。

と定められている。この解釈を次のとおりとする。

- ・使いたい月から6カ月前の月の使用したい日に1日加えた日の午前9時に受付開始とする。
- ・受付開始までに提出されている申請書をすべてその時点で受付する。希望日時が重なる場合は、その時点で抽選を行う。
- ・落選者には使用を許可しない。落選の場合の申請は、キャンセル扱いとする。

【具体例】

会館使用希望日が、 2020年3月18日ならば
使用申請書の受付日は、 2019年9月19日以降である。

【具体例の図示】

